

# 京都産業大学同窓会規約

## 第1章 総則

第1条 本会は京都産業大学同窓会と称する。

2 本会の通称名は「神山会」とする。

第2条 本会は会員相互の親睦をはかり、京都産業大学の充実・発展に寄与することを目的とする。

第3条 本会はその目的を達成するため、次の事業を行なう。

- (1) 大学当局と本部・支部および会員との連絡
- (2) 会報および会員名簿の発行
- (3) 教育に関する各種の事業
- (4) その他本会の目的を達成するために必要な事業

第4条 本会の本部は京都市北区上賀茂山本町37番地、京都産業大学同窓会館内に置き、支部は必要な地に置く。

## 第2章 会員

第5条 本会の会員は正会員・特別会員・名誉会員・準会員・賛助会員の5種とする。

(1) 正会員は次のとおりとする。

①京都産業大学各学部の卒業生

②京都産業大学大学院の修了者

(2) 特別会員は、京都産業大学の現教職員および旧教職員のうち評議員会の承認した者とする。

(3) 名誉会員は、本会に功労のあった者で評議員会の承認した者とする。

(4) 準会員は、京都産業大学各学部の在學生とする。

(5) 賛助会員は、京都産業大学各学部を3学年以上の学年において除籍または退学した者で、入会を希望し評議員会の承認を得た者とする。

第6条 本会を退会しようとする者は、その旨書面で会長に届け出るものとする。

第7条 正会員・準会員および賛助会員は、会費を納入しなければならない。会費の金額および納入方法は評議員会で定める。

第8条 既に納めた会費は、いかなる理由があっても返却しない。

第9条 会員で規約または評議員会・総会の決議に違反した者、および本会の名誉を傷つける行為のあった者は、評議員会の決議により除名することができる。

### 第3章 役員

第10条 本会に次の役員を置く。

会長	1人
副会長	4人
専務理事	1人
常任理事	5人
理事	12人
監事	2人
評議員	30人

第11条 本会に、名誉会長及び名誉顧問を置くことができる。

2 名誉会長には京都産業大学学（総）長を、名誉顧問には学校法人京都産業大学理事長を理事会の議を経て推挙する。

第12条 理事・監事および評議員は、総会において正会員の中からこれを選挙し、会長・副会長・専務理事・常任理事は理事の互選で定める。

2 選挙の管理・運営は選挙管理委員会が行なうものとし、必要な規程は評議員会が別に定める。

第13条 会長は本会を代表し会務を統理する。また、会長は会員総会の議長となる。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があった場合には、副会長がその職務を代

行する。

3 専務理事は会務を統括する。

第14条 理事は理事会を組織し、会務を処理する。

2 会長・副会長・専務理事・常任理事で常任理事会を構成し、緊急の場合には、その決議をもって理事会の決議にかえることができる。

3 理事会および常任理事会の運営については、別に定める。

第15条 監事は財務を監査する。

第16条 評議員は評議員会を組織し、重要な事項を審議決定する。

2 評議員会の運営については、別に定める。

第17条 役員の任期は任期満了に伴う選挙のあった年の12月1日から3年間とする。ただし、再選を妨げない。

第18条 役員に欠員が生じ、会長が会務に支障があると判断したときは、補欠選挙を行うものとする。

2 前項により選出された補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。

第19条 評議員会の決議によって、本会に正会員および特別会員の中から顧問及び参与を置くことができる。

#### 第4章 総会

第20条 通常総会は毎会計年度終了後、開くものとする。

第21条 臨時総会は必要に応じて開くものとする。

第22条 総会は会長がこれを招集する。

第23条 通常総会の招集は、少なくとも期日より1週間前に新聞広告または会報で、日時・場所を示さなければならない。

第24条 次の事項は通常総会に報告するとともに、その内容を会報に掲載しなければならない。

- (1) 前年度決算書
- (2) 事業報告書
- (3) その他理事会で必要と認めた事項

第25条 総会の決議事項は、出席した正会員の過半数で決するものとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第26条 総会の議事録は、本会事務局が作成し、会長の指名した理事及び評議員各1名が署名押印のうえ、事務局に保管するものとする。

## 第5章 会 計

第27条 本会の会計年度は毎年4月1日に開始し、翌年3月31日に終了する。

第28条 本会の経費は、会費・寄付金およびその他の収入によってまかなう。

第29条 会長は本会の資産管理者となる。

第30条 会長は通常総会の日より2週間前に第24条に掲げる書類を監事に提出しなければならない。

第31条 決算において剰余金が生じたときには、基本財産に繰り入れることができる。

## 第6章 事務局

第32条 本会の事務を処理するため本部に事務局を置き、その責任者として事務局長を置く。

2 事務局に関する必要な規定は、常任理事会の議を経て会長が定める。

## 第7章 同窓会館

第33条 同窓会館の運営・管理は、同窓会館運営委員会が行うものとし、必要な規定は、常任理事会の議を経て会長が定める。

## 第8章 補 則

第34条 本会の運営に必要な規定は、別に定める。

第35条 この規約の改廃は、評議員会において出席評議員の3分の2以上の同意を得て行なうことができる。

附 則

この規約は、昭和44年12月25日から施行する。

附 則

この規約は、昭和53年10月1日から適用する。

附 則

この規約は、昭和55年7月27日から適用する。

附 則

この規約は、昭和55年11月3日から適用する。

附 則

この規約は、昭和56年9月6日から適用する。

附 則

この規約は、昭和61年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、平成2年8月26日から適用する。

附 則

この規約は、平成8年3月17日から適用する。

附 則

この規約は、平成10年10月4日から適用する。

附 則

この規約は、平成11年3月14日から適用する。

附 則

この規約は、平成14年3月17日から適用する。

附 則

この規約は、平成25年10月13日から適用する。

ただし、第10条の副会長および常任理事の人数については、平成26年12月1日から適用する。

附 則

この規約は、平成29年11月30日限り、その効力を失う。

ただし、第12条第1項については、平成29年2月26日限り、第12条第2項については、平成29年5月27日限り、それぞれその効力を失う。